

## 福祉事務所における生活保護の実施体制に係る調査：集計速報

### 1. この調査にかかる基礎データ

調査用紙送付	1,347	実施機関
*うち有効	1,314	実施機関
回答	757	実施機関（実データ数は731）
回答率	57.6%	

\* 市町村合併や組織変更により、廃止または生活保護業務を実施しなくなった実施機関を除いた数

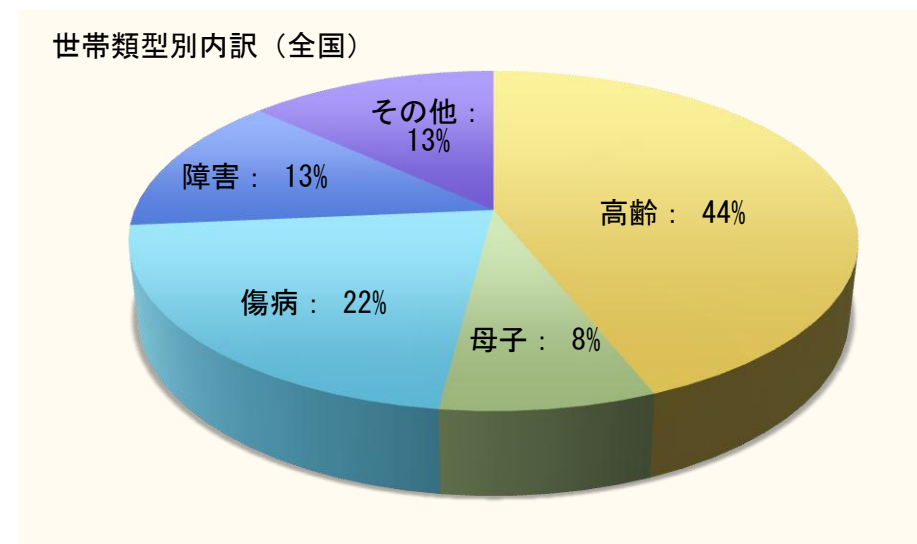
### 2. 調査項目ごとの分析

#### ① 保護受給世帯数

全国	674,894	世帯
1 実施機関平均	891.5	世帯

#### ② 世帯類型別内訳

高齢	296,086	世帯	43.9%
母子	54,493	世帯	8.1%
傷病	145,368	世帯	21.5%
障害	89,661	世帯	13.3%
その他	88,502	世帯	13.1%
* 停止	171	世帯	



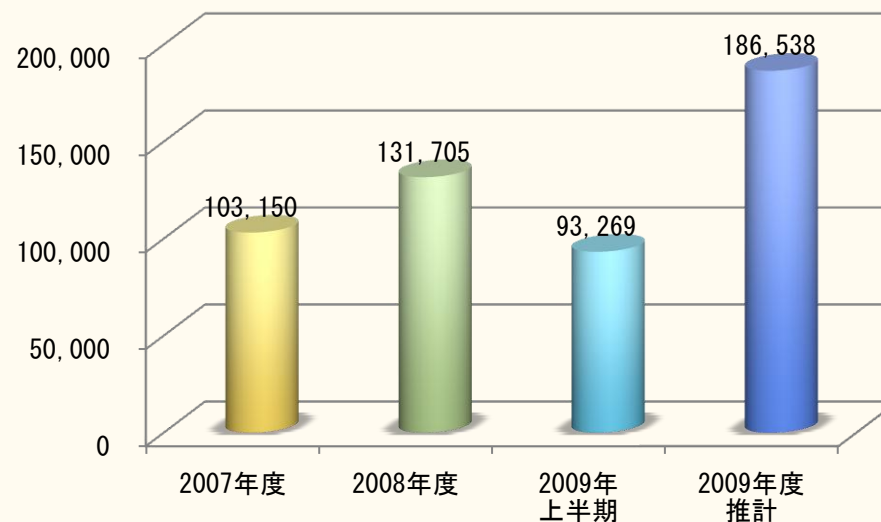
\* 回答項目にはなかったが、複数自治体から欄外に「停止」として記載があったものを集計

③ 年度中の新規申請件数

2007年度	103,150 件
2008年度	131,705 件
2009年上半期	93,269 件
*2009年度推計	186,538 件
2009年度/2007年度	180.8%

\* 2009年4月から9月の申請件数を、単純に2倍したもので、10月以降の社会経済状況を考慮すると、実際はもっと多いと思われます。

新規申請件数(全国) 【図1】



④ 年度当初のケースワーカー配置数

2007年4月	7,122 名
2008年4月	7,300 名
2009年4月	7,587 名
2009年/2007年	106.5%

社会福祉法第16条に定められたケースワーカー1人当たりの標準世帯数

- 都道府県設置福祉事務所 1:65
- 市区町設置福祉事務所 1:80

国の調査でも明らかなおり、生活保護申請は急激な勢いで伸びをみせています。(図1)

今回の調査では受給世帯数の推移を追っていませんが、新規申請件数を見ると2年間で80%も増となっています。これに対してケースワーカーの増はわずか6%台にとどまっており、申請件数がケースワーカー数に直接影響するものではありませんが、全国的な受給世帯数の伸び率(07年10月-09年10月で115.7%)の状況や、後の自由記載欄の意見も踏まえると、やはり全国で実施体制の整備が全く追いついていない実態が明らかとなっています。(図2)

都道府県設置福祉事務所のケースワーカー1人が受け持つ世帯の平均が63.1世帯(113件の平均)であるのに対し、市区町福祉事務所については、79.5世帯(618件の平均)となっています。これは全国平均であり、都市部では大阪・愛知・東京で平均が100世帯を超え、12府県で平均90世帯を超えるなど、地域間の格差も大きい状況となっています。

受け持ち世帯数が80を超えている福祉事務所は342件(都道府県福祉事務所を含む)であり、そのうち90以上は208件、100以上は103件ありました。

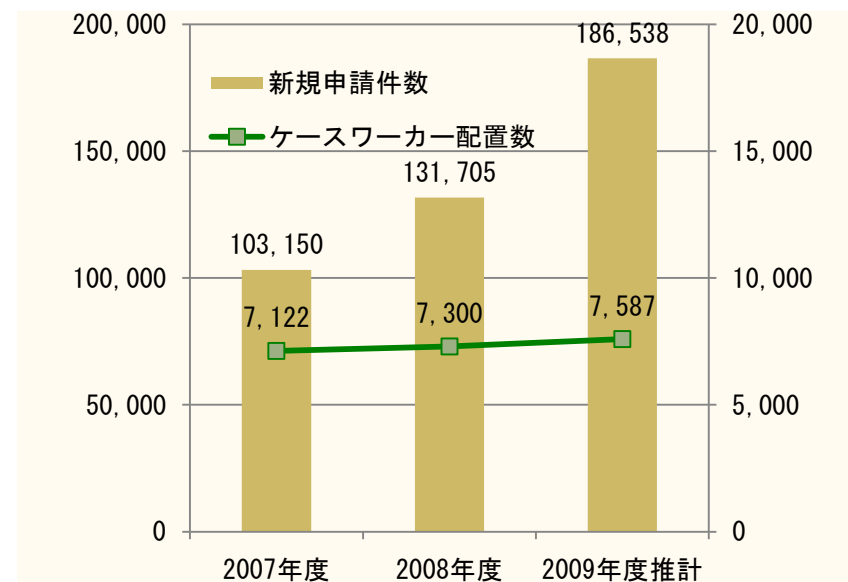
都道府県・実施機関でケースワーカー1名あたりの担当世帯数が多いところは次頁のとおり。

■ ケースワーカー 1 名あたりの担当世帯数が多い実施機関・都道府県

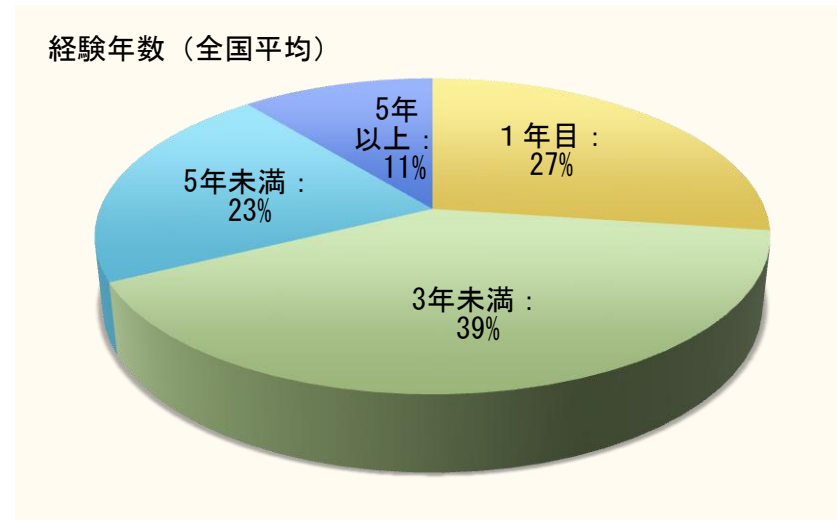
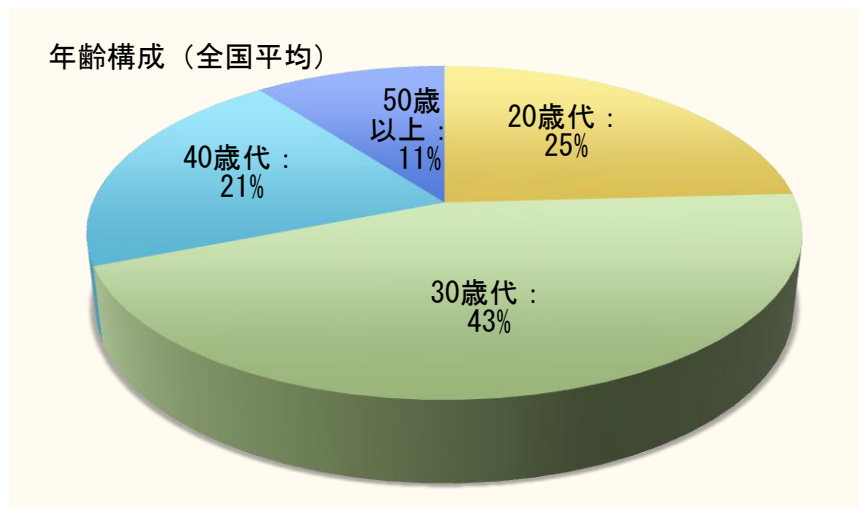
岐阜県 羽島市	175.0 世帯	大阪府	113.1 世帯
大阪府 東大阪市中	164.9 世帯	愛知県	104.0 世帯
大阪府 門真市	156.9 世帯	東京都	100.0 世帯
熊本県 上天草市	155.0 世帯	奈良県	97.3 世帯
大阪府 藤井寺市	139.9 世帯	岡山県	94.4 世帯

⑤・⑥ ケースワーカーの年齢構成・経験年数（1 実施機関あたりの平均）

20歳代	2.3 名	1年目	2.6 名
30歳代	4.3 名	3年未満	3.9 名
40歳代	2.0 名	5年未満	2.1 名
50歳代以上	1.0 名	5年以上	1.1 名

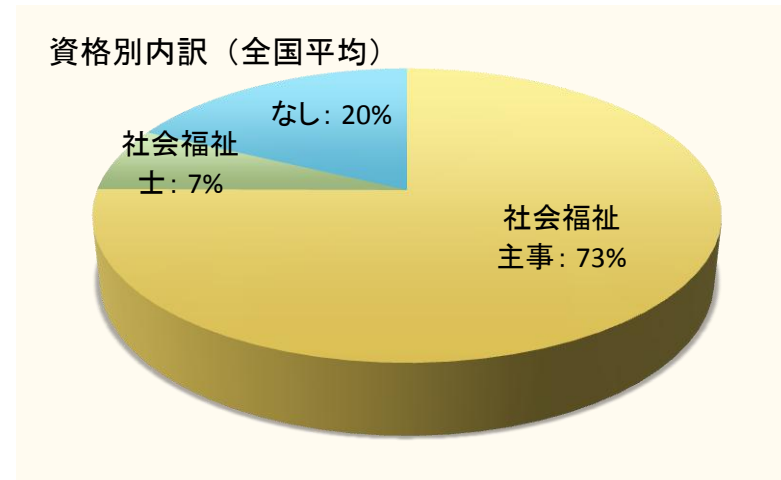
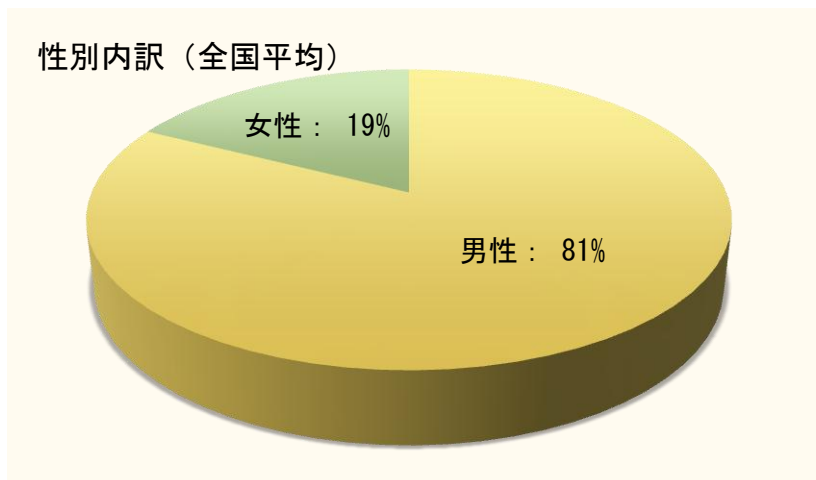


申請件数とケースワーカー配置数の推移【図2】



⑦・⑧ ケースワーカーの性別・資格（1実施機関あたりの平均）

男性	8.0 名	社会福祉主事	7.1 名
女性	1.7 名	社会福祉士	0.7 名
		資格なし	1.7 名



⑨ 特殊勤務手当の支給状況

月額で支給	217 実施機関	29.6%	月額平均	5235.0 円	最高額	12,800 円
日額で支給	261 実施機関	35.7%	日額平均	396.2 円	*最高額	800 円
支給なし	254 実施機関	34.7%				
	732	（月額・日額重複 1 実施機関）				

\* 件数払いで 1 件 3,500円という実施機関あり

## ⑩ 嘱託・臨時職員の配置状況

主な配置職	雇用形態
就労支援	再任用職員
自立支援	嘱託職員
資産調査	非常勤職員
年金活用推進	非常勤特別職
債券管理	臨時職員
医療扶助（医療券、要否意見書、レセプト点検等）	日々雇用職員
介護扶助	外部委託
面接相談	派遣労働者
ケースワーク	
29条調査	
危機管理（暴力団対策等）	
事務補助	
嘱託医	
健康管理	
精神障害者退院促進	
居宅安定化支援	
高齢世帯家庭訪問	

ほとんどの自治体で、上記のように非正規職員が配置されている現状にあります。国制度によるものもありますが、実施体制を補うべく自治体が独自に配置しているものも多く見受けられます。職務内容としては、面接相談員やケースワーカーとして正規職員と同様の業務を担うものから、医療扶助などの事務の一部分を担うものなど、多種多様な中身となっています。

雇用形態も様々ではありますが、一定の年数を従事できる非常勤や嘱託での採用が多く見受けられる反面、特に医療扶助に関しては外委託が進み、派遣労働者という形態をとっている自治体もありました。

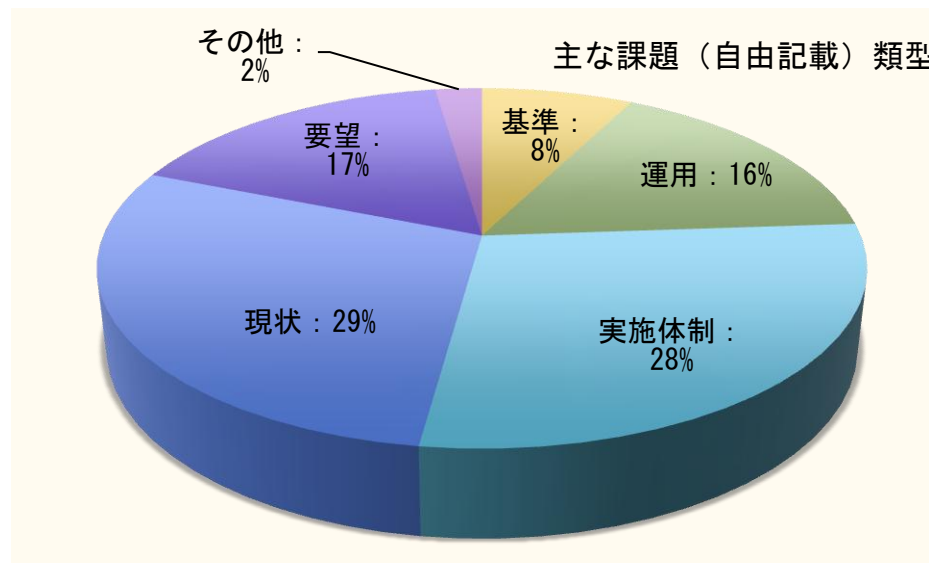
こうした嘱託・臨時職員の増加に関しては、職場や制度運営への影響を分析し、今後取り組むべき課題として整理したいと考えています。

⑪ 生活保護行政に係る主な課題（自由記載）

記入総数 343件

内容の種類

○ 基準・制度等に関する意見	26 件
○ 制度の運用等に関する意見	56 件
○ 実施体制等に関する意見	97 件
○ 職場の現状等	99 件
○ 制度・対策に関する要望等	57 件
○ その他	8 件



実施機関への直接送付・回答という調査方法により、記入担当者の率直な意見を集約できました。また自由記載欄であるにもかかわらず、記入率が34%あったということも特筆すべき点です。

内容を上記の5類型に分類し、特徴的な意見を次頁以降に掲載しますが、保護基準に関しては、必ずしも労働組合の考え方とは一致しないものの、低所得非保護世帯とのバランス、年金制度との整合性、復活した母子加算などの意見が様々な角度からみられました。

運用に関しては、申請時の調査、自立支援プログラムの実施、自動車保有、医療扶助など、具体的な課題が多くみられ、実施体制に関しては、職場の現状とあわせ、人員不足を訴える切実な声とともに、制度の適切な運用には実施体制の充実が不可欠という意見が多数みられました。

制度やこの間の国の対策への要望に関しては、現状の福祉事務所がおかれている困難な実態や、様々な視点から制度の抱える矛盾や問題点、また改善が求められる項目への意見など、貴重な声が集まっており、さらに分析を進め、政策提言へとつなげていきたいと考えています。

## 1 生活保護基準・制度等に関する意見

生活保護基準に関わる意見では、働いても生活保護基準に到達しない大量の「ワーキングプア」の存在や、生活を支える各分野でのセーフティネットが「底抜け」となっている実態に直面しつつ、そうした状態を「全て生活保護で支えるのか」といった不安が、現在の福祉事務所がおかれている実態も反映し、以下のような意見として、率直に述べられています。こうした意見と福祉事務所がおかれている客観的な状況をふまえ、生活を支える各分野でのナショナルミニマムの再構築とともに、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条、生活保護法1条・3条)を支える福祉事務所の役割を果たせるよう、取り組みをすすめたいたいと考えています。

### ○ 一般低所得世帯と保護費のバランス

・一般の低所得世帯と生活保護世帯の保護費のバランスが崩れている。今のアルバイト収入だけでは、殆どの人たちが生活保護費の収入以下で生活していると思われる。生活保護費の国の基準を一から考え直す必要がある。また、ワーキングプアの人達を生活保護制度があるからといって、働いている人達が生活保護を受ける生活保護制度の現状はおかしいと思われる。生活保護ではなく、他の手当や施策での対応が望ましい。

### ○ 国民年金生活者との整合性

・65歳一人暮らし生活保護受給額（1級地－1大都市部）最低生活費79,530円＋住宅費53,500円＝133,030円。この他に、介護保険料＋医療費＋介護費等も生活保護受給者は負担が無い（介護保険料は保護費から支給される）。国民年金は40年間満額保険料を納めても、月額66,000円しか支給されないが、生活保護受給者の場合、年金を全く納めていなくても月額133,000円以上の給付を受けることが可能となり、年金を納めなくても生活保護をもらえるということであれば、馬鹿らしくて年金を納める気にならない。国民年金の制度の意味が無い。

・高齢になり働けなくなれば、ある程度の資産家でなければ、年金収入がなければ生活できなくなるのは目に見えていることであるので、年金を掛けていない人をそのまま生活保護受給させることは、年金制度の形骸化につながる。せめて、年金を受給している人と受給していない人では、保護費の支給にある程度の差をつけるべきでは。そうでなければ、年金を納めている人や納税者に説明が困難。

・年金制度と生活保護制度のバランスを考慮し両制度の再設計が必要不可欠である。

### ○ 母子加算の復活について

・生活扶助の基準については、1類2類の組み合わせを中心に「最低限度の生活」を保障すべきものと考えており、母子世帯についても生活扶助基準本体で「最低限度の生活」が保障されるべきものと考えています。1類に母子加算を加えることにより補う基準の組み立てには反対であり、今回の復活も納得できない改正と思っています。ナショナルミニマムとしての基準が低いとするのであれば、生活扶助基準全体の底上げをはかるべきものと考えています。母子世帯が大変で苦勞しているのは、生活保護を受けていない低所得の母子世帯であり、生活保護を受給している母子世帯ではないと思っています。母子世帯の現状をマスコミが報道するときには、「生活保護費」の金額のみを表示するのではなく、遺族年金（死別）や児童扶養手当（生別・離婚等）と児童手当等の金額と、就労収入のある世帯の勤労控除の金額を足して、1ヶ月に使える金額を表示すべきです。

## 2 保護の運用等に関する意見

保護の運用等に関わる意見では、深刻な雇用情勢のもとで従来の「自立支援」の手立てが有効に働いていない実態、生活保護制度の運用の複雑さ、分かりにくさの解決の課題や、社会的に叫ばれている「医療費抑制」を反映した意見が寄せられています。

### ○ 運用上の課題

・ 経済状況悪化により生活保護の相談・申請が増加し、今後も増加が予想され、現場はその対応におわれ自立のケースワークは困難な状況にある。自立支援プログラム等の利用も図り就労支援を行うが効果があがらず、失業により保護の再利用者も増加している。ホームレスをスカウトし、管理する住居に住ませ、生活保護の申請を指導する「貧困ビジネス」と思われるケースに対し苦慮している。年金制度等との制度間の連携が、同様に社会保障でありながら不足している。山間・僻地等交通不便地における自動車の取り扱いの見直し。運用上の手続きの簡素化。

・ 国の定めた自動車保有の基準が山間部等の地域においては厳しいと思えることがある。ホームレス等が入所できる救護施設が常時定員以上の入所があり、住所の定まっていない要保護者の対応に苦慮している。地方は、求人が少なく就職支援に力を入れても、なかなか就労することが困難である。

### ○ 生活保護申請時の調査の簡素化

・ 日本の生活保護申請時の調査は資産調査の他、扶養義務者調査、その他他法他施策等の検討、通院移送費その他の生活費、ケースワーカーの事務の負担が多すぎる。保護費の支給制度を手当てのように簡素化する必要がある。また他の国の生活保護制度を参考に、書類調査だけで保護の決定ができるよう制度設計が望ましい。イギリス等はそのようになっている。日本の生活保護制度は制度が複雑で一般の国民感覚とずれている。書類審査だけでは不正受給が心配されると思われるが、不正受給しようと思えば、面接調査を行っても嘘の申告を行うだけで、書類審査で保護の決定ができるよう改めても大きな差は無い。もっと制度を簡素化し、受給要件を判りやすくし、事務の軽減を行えばよい。他の手当等は書類審査だけで決定支給している。生活保護だけケースワーカーが各世帯等に訪問調査するような制度は特異なこと。失業者には雇用保険の支給期間の延長等の制度改正、そのために必要な面接調査はハローワーク担当者でも可能である。不正受給に対しては、刑の厳罰化で対処すればよい。

### ○ 医療扶助のあり方について

・ 生活保護制度における平成19年度の全国の支給総額は2兆6千億円であるが、その内、医療扶助額は1兆3千億円と5割にも達している。現状をみると、大多数の国民は、収入の中からやりくりして一定の我慢や節約をしながら病院での診療を受けているのに対して、被保護世帯には、非常識とも言える過度な受診が見受けられることが多い。したがって、例えば、初診料だけは本人負担とすることによって、過剰な受診、特に重複受診が防止できると思われ、全体的に節度をもった受診につながるはずであり、何らかの早急な制度改正が必要である。



### 3 保護の実施体制等に関する意見等

実施体制に関しては、次の「職場の現状」ともあいまって、もともと意見が寄せられています。中でも、特徴は、現在の生活困窮に至る過程の複雑さや、制度利用者の置かれている困難な状況、さらには自立支援プログラムなど様々な新制度の導入など、ケースワーカーの業務負担が以前とは比べ物にならないほど増加している中、現行の「標準数」(都道府県1:65、市区町1:80)の拡充を求める声が多く寄せられています。

#### ○ 実施体制について

・最近の雇用情勢の悪化及び保護動向も大きく変化している中での、生活保護関係予算の確保が難しくなっている。保護者世帯の増加傾向に伴って、国が示す査察指導員及びケースワーカーの配置基準数に充たされない状況が続く可能性がある。

・所員（ケースワーカー）の定数については社会福祉法第16条で定められています。市部では被保護世帯数80につき1人が標準数となっています。自立阻害要因の複雑化による他法他関係機関との連携、自立支援プログラムの作成・活用による自立促進、不正防止が国により強く求められていますが、現在の標準数では定例の訪問調査活動すら困難な状況となっています。経済不況により保護申請数が急増し開始決定調査等にも多くの時間を要しています。仕事に忙殺され体調不良となるケースワーカーも発生しています。被保護世帯の早期自立促進を図るためには、標準数を基準数として1人当たりの被保護世帯数を軽減しケースワークに専念できる職場環境にする必要があります（介護保険では介護支援専門員の担当数は35人となっています）。小規模の実施機関では保護係長が査察指導員、相談員を兼務しており、被保護世帯の急増により休暇も取れない状態となっています。休日、深夜の医療機関や警察からの呼び出しもあり対応も限界にきています。地方交付税の減額等により必要な人員が確保できず特殊勤務手当の支給停止、給料減額等が行われています。地方交付税の還元により必要な人員を確保し保護を必要とする人に適正な保護行政が行われるようにしなければならないと思います。

・一担当の持ちケースの増加。基準では、郡部の福祉事務所は、CW1人に対して65ケースとなっているが、11月1日現在70.6ケースとなっている。被保護世帯が増加傾向にあるなかで、恒常的に基準オーバーとなっている。1ケース当たりの業務量の増加を考慮すれば、65ケースの基準も今後見直しをして欲しい。

・1ケース当たりの事務量の増加。「暴力団、元暴力団、刑務所出所者、ホームレス、人格障害者、アルコール依存症患者、児童虐待の疑い」など、以前は、まれなケースであったが、現在ではそれぞれのCWが数件かかえている。その他ケースでも、問題を抱えたケースが多く、1ケース当たりの業務量が増加している。また、他法他施策の活用（介護保険、自立支援、年金、課税調査等）のための指導・援助が求められ業務量が増加している。厚生労働省は、自立支援プログラムの策定と被保護者への援助等を求めており、業務量が増加している。

・新規申請の増加。景気の悪化等から、生活保護の新規申請が激増している。新規申請に関する事務処理が他の業務より優先されるため、CWは新規申請の調査等に追われ、継続ケースの業務に支障が生じている。これまで、職員の配置が、担当者の持ちケース数で決められているが、新規申請（世帯員増）等についても考慮して欲しい。

#### 4 職場の現状等

逼迫する自治体財政などから十分な職員配置が得られないことや、新規申請者の急増が続き、開始後の処遇が困難になっている実態、必要な知識や経験が確保できないことに加え、さらには市町村合併で市域が広がり、訪問活動が困難になるなど、あらたな問題も寄せられています。

・平成21年に入り、急激に被保護世帯が増加し、多方面に渡り対応に苦慮している。また、現下の景気の動向が非常に厳しい状況にあり、自立支援への困難さが生じている。

・雇用情勢が厳しい状況の中、新規申請が増え続けており、特に大きな規模の福祉事務所においては窓口である相談担当が慢性的に不足している。そのため、恒常的に係を受け持つ査察指導員が応援体制に組み入れられ、相談業務に従事している。生活保護業務においては、査察指導員は各ケース・ワーカーのスーパーバイザーとしての役割を担っているが、上述の理由から査察指導員の本来業務に支障をきたしている状況にあり、強いては担当ケース・ワーカーのメンタル面への影響も否定できない。人員の確保はリアルタイムに対応はできないが、生活保護業務を経験した退職者の登録などにより、可能な限り速やかに必要な人員を確保する取り組みを切に願っている。

・生活保護制度の円滑な実施や雇用対策等制度実施していくとともに、人員体制の整備や現業員の声を聞く等現場（支援する側）の要望を聞いたり、現場に混乱が起こらないよう充分目を向けられていないのが課題のひとつだと思います。昨年度からの経済・雇用情勢の悪化により、生活保護に関する相談、総合支援資金貸し付けの相談等が顕著に増加（約2.5倍）しています。1日相談にかかりきりの時もあり、相談内容も借金・家庭状況・親族との関係・病気・介護・虐待等複雑多岐に渡ります。むしろ生活保護のみで解決する相談は皆無に等しいです。当市においてはCW一人当たりの担当ケース数は、同県他市でも低い水準であるため、政令指定都市等の大都市の新聞報道にあるような他県他市の激務にはなっていないかもしれませんが、しかし、それでも例年に比べ生活に関連する相談が増えたり仕事量が増加しているのは間違いありません。昨年より被保護者が右肩上がりに増え、被保護者が増えるとともに、事務量も比例して増えていきます。今年度からはその上に住宅手当制度の実施、ワンストップ・サービス・デイの実施等生活・雇用等に関連する制度の協力要請があり、次々に仕事が増えていく現状です。公務員として市民のためこれらの仕事を行うのが当たり前ですが、次々に制度が実施され、その対応に追われるのが現状です。私たちは毎日どのような相談があるのかと毎日普通ではない緊張の中仕事をしており、他市では休職者が出ているとも聞いています。国民・市民のために様々な制度を打ち出していくのは良いことであり、望ましいことでもあると思いますが、現場（支援する側）がどうなっているのかを把握し、人員面の充実や実際に現場で動いている声も充分に聞いてほしいと思います。

・予算の削減。生活保護の扶助費以外の予算が、減額されている。特に、賃金が削られ、その分CWの事務負担増となっている。厚生労働省は「就労指導員」を大幅増員し、財源は国庫補助金でまかなうとの報道があるが、県は予算を削減するため、就労指導員等の臨時職員を採用する予算がない（予算を組めない）。21年度は、新規申請が増加し、そのため生活保護法29条調査等関係機関への調査依頼が増加したため、役務費（切手）の予算が足りなくなっている。新規申請に対する調査費用についても、国庫補助対象にして欲しい。低所得者対策の充実。雇用保険（失業給付金）の充実（対象者の拡大）により、失業＝生活保護とならないようにして欲しい。生活保護法業務以外の追加、中国残留邦人関係、住宅手当緊急特別措置事業に係る業務が、生活保護担当者の仕事として割り当てられ、業務量が増加している。

・市町村合併により自治体の面積が増加して移動範囲も広がったが、ケースワーカーの標準数は増加されて負担が大きくなった。また訪問世帯への距離も伸びてガソリン代等の経費も増加している。

・昨秋からの世界的不況以降生活保護申請が急増しており、中でも労働規制の緩和に伴いいわゆる「派遣切り」に遭った稼働年齢層の保護申請も目を引く件数に上っている。特に50歳代以上の方が職に就くことは困難を極めており、では、こういった年齢層の人たちに生活保護の最も基本的事項である「就労指導」をいかに行うのか、はっきり言って現状では成す術がないといっても過言ではない。この人たちによれば、ハローワークへ行ったところで3時間以上待たされ、結果として30分パソコン検索をただけで何の成果も得られないという返答ばかりである。そして遂には職探しも諦めの境地からハローワークへ足も運ばなくなり、ケースワーカーの叱咤激励に語気を荒げ反抗する人も少なく、「就労指導」もやりようがない状況である。

・事業の財源について

生活保護国庫負担金は現行補助率3/4であるが、生活保護制度は日本国憲法第25条の生存権規定を具現化したものであり、本来全てを国の責任において実施すべきと考えられる。

上記の考えに基づき、職員人件費、事務経費も含め、全て国の財源において実施されるべきである。

・制度のあり方について

生活保護制度は、一部施設入所者を除き、全てを丸抱えで扶助する制度である。制度を見直し、住宅扶助単給・医療扶助単給というように利用者本人が選択できるものにしてほしいと思う。

## 5 制度・対策に関する要望・意見等

・国の「三位一体の改革」による地方交付税の削減、景気の低迷による市税収入の悪化など歳入の減少が地方公共団体の運営を圧迫し、その多くは新規採用を見送り退職者の不補充による人員削減が余儀なくされており、ケースワーカーといえども例外ではありません。課題の解決に必要なこととして、「地域経済を建て直し、働く場所を確保すること」「地方公共団体の財政健全化をはかり優秀で必要な人材を確保すること」だと思います。

・社会福祉法第16条において現業を行う所員の標準定数が定められ、1CWに対して80世帯となっているが、近年の不景気の影響から生活保護の申請が大幅な増加傾向にあり90世帯以上も抱えているCWもいる状況となっている。このような状況では事務処理だけで日々が経過し、CWにとって大切な自立の手助けなどの援助・アドバイスが十分できない問題が発生していることから、人員の適正な配置と標準定数の引下げの検討を要望したい。

・生活保護世帯が急増しているものの、各自治体の財政は非常に厳しく、ケースワーカー数を増やすことは容易にはできない状況にある。その結果、ケースワーカー1人あたりの抱える件数も必然的に増加となる。ケースワーカー自身のメンタルヘルスも懸念される。他、個別のケースに裂ける時間も減少し、ケースワーカー本来の目的である自立助長、自立支援が難しくなり、自立による廃止の件数も減少する。そのため、1人当たりのケース件数は増える一方となり、悪循環が引き起こされてくる。人員配置のための地方へのお金の分配の他に、貧困層を減らすための根本的な政策を期待する。

・経済情勢が低迷し、厳しい雇用情勢が続く中、この1年間生活保護の相談・申請は、近年に例を見ないほど異常なペースで激増している。

昨年末のいわゆる派遣村以来連日のように生活保護制度がマスコミ等に取り上げられ、広く国民に周知されたという意味では評価できるが、その結果としてセーフティネットが希薄なことが露呈され、かつ、それが十分に機能しないため、あまりにもストレートで生活保護にという傾向が当然のようにみられる。このため生活保護制度は、補足性の原理で他法他施策の活用を要件としているが、極端に言えば活用できる制度が無いに等しいのではないかとすら感じてしまう現状である。

こうした現状に直面した現場の実施体制といえば職員定数削減の中で現業員の適正配置はされず、現業員の持ちケースは標準数をはるかに超え、新規処理に連日追われ、加えて処遇困難ケースを数多く抱えての業務を強いられ、現業員は精神的にも肉体的にも限界を超えているのが実態である。

また、被保護世帯が増加することは財政負担が増えることであり、財政に逼迫している地方自治体にとって1/4の負担は大きくのしかかっており、制度の性格上からみて国庫負担の引き上げというより、全額国庫負担でしかるべきと考える。

・現在、フリーターとして収入を得ている若者の殆どが国民年金に加入せず、老後、無年金者として生活保護適用となる事が懸念されるところです。現行の制度では、国民年金の満額受給金額が生活保護の最低基準を上回る状況となり逆転現象が起きております。今後、65歳の高齢者の生活保護制度については、年金制度に組み込む等し、65歳以上の無年金者については生活保護制度として対応するのでは無く、年金制度の基礎として最低生活を保障し、年金加入者については、基礎に加入時期部分を上乘せし支給する事により、現行制度のような矛盾・不公平を解決するだけでは無く、年金加入の重要性を再認識して頂く事が出来ると考えます。今後、更なる抜本的な改革に取り組みねば生活保護受給者は増加するでなく不公平で矛盾する制度となる恐れがあり、一部の市町村では生活保護費の負担が財政状況を圧迫し一般市民へのサービスにも影響をもたらすと懸念します。

・事業の財源について、生活保護国庫負担金は現行補助率3/4であるが、生活保護制度は日本国憲法第25条の生存権規定を具現化したものであり、本来全てを国の責任において実施すべきと考えられる。上記の考えに基づき、職員人件費、事務経費も含め、全て国の財源において実施されるべきである。制度のあり方について、生活保護制度は、一部施設入所者を除き、全てを丸抱えで扶助する制度である。制度を見直し、住宅扶助単給・医療扶助単給というように利用者本人が選択できるものにしても良いと思う。特殊勤務手当の削減について、この手当については、公務員の特勤手当の削減・廃止の流れにより、当市においても平成21年度より定額4,500円から日額300円と変更され、実質的に削減された。全国的にメンタル面で不調を訴える担当職員が増加する中、せめて手当くらいは充実させてほしい。

## VI その他の意見

・毎年増員しているので、事務スペースせまくなってきている。現所在地保護のための緊急一時保護施設が定員いっぱいことが多い。簡易宿泊所も受け入れてもらえないことが多い。民間宿泊所は環境悪く、被保護者（保護制度）を食いものにしている。認知症居宅高齢者の介護施設入所は民間（株式会社）に頼っている。被保護者の待遇は良好だが、万一の倒産時は心配だ。老健は受診付添、金銭管理をおこなわないので、しっかりした身内がいないとワーカーの負担が大きい。

・今回のアンケートは「昨今の厳しさを増す社会経済情勢やそのもとで進む住民生活の破壊の実態の中で」期待が高まっている福祉事務所の生活保護法の実施体制の確保をめざして取り組まれているものと思われます。しかし、資産及び能力の活用、扶養義務者による扶養や他法・他施策の活用を前提としてもなお困窮する者の最低生活を保障する制度である生活保護法と企業による負担もある社会保険制度とは全く異なるものではないでしょうか。ハローワークにおける「ワンストップサービスディ」もそうですが、失業保険か生活保護法か、両者を並列に置いて選択するような感覚が生まれてきていると感じます。生活保護制度の実施体制整備はもちろん大切なことですが、今ほんとうに必要なことは社会保障制度全体の基盤整備の底上げです。そして「ハケン」に代表される労働者の雇用状況の改善です。失業し収入も住居も失い、福祉事務所に頼らなければ生きていけないような脆弱な社会であってはならないという視点です。

・当管内においては、身寄りのない高齢者や精神障害者等の対応に苦慮している。病院等への付き添いや問題行動への対応など本来家族が行うべきことを事務所のケースワーカーが代わりに行っているのが実状である。ケースワーカーの業務内容は多岐に広範囲に渡っておりケースワーカーの業務の内容の境界点があいまいになっている。ケースワーカー業務はどこまでやれば良いのか国に示して欲しい。また、他の部門（高齢、障害）との連携も必要である。

・当市における申請事由として、失業による直接的なものや、これまで扶養義務者からの援助で生活が成り立ってきたが、景気後退による貸金カットや会社の倒産により援助継続が困難となり生保申請といった間接的な事由によることが目だってきた。今後は、雇用保険の失業給付が終了しても職が無いといった事由での生保申請が増加すると推測される。

・「仕事は探せば見つかる」「なんとか頑張って働けば食べていける」といった労働市場でなくなった。ワーキングプア対策として、新たなセーフティネットの「就職安定資金融資」「住宅手当緊急特別措置事業」などが設けられたが、所管の違いや連携のまずさ、ケースにおける施策が複雑など、利用しにくく分かりづらいものでしかない。今後は窓口をハローワーク一本に絞り簡潔明瞭な施策での支援を期待する。

また、基礎年金において、40年間積立満了で六万六千円。これで食べていけない状況であり、今後、満額受領もできない層が増加し、生活保護に頼って年金保険料も納めない層が増えるといった悪循環が容易に想定される。新たな総合対策を望む。

・生活保護法の執行には担当者に一定の経験と技量が求められる。しかし、対象者の急増により新たな職員を配置しなければならないなかで、職員数及び技量の養成が追いつかない状況が続いている。職員数及び技量の向上をいかに図るかの課題がある。

・ホームレスが急増しているなかで、人口規模の小さな自治体では宿泊施設を設けることは困難でNPOの施設を利用しているが、入所希望者が殺到した場合には、入所できない事態が生じる。

また、国や県から旅館やホテルなどの民間宿泊施設の利用を検討するよう指示されているが、現実問題として所持金もなく、身体や衣服も不潔状態になっているホームレスを受け入れる民間宿泊施設がない状況である。ホームレスに対して臨機応変な対応ができる体制の整備が必要である。